

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照表

○北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第四百十三号）

（傍線部は改正部分）

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、北朝鮮当局による未曾有の国家的犯罪行為によって拉致された被害者が、本邦に帰国することができずに北朝鮮に居住することを余儀なくされるとともに、本邦における生活基盤を失ったこと等その置かれている特殊な諸事情に鑑み、被害者及び被害者の家族の支援に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするほか、帰国被害者等の自立を促進し被害者の拉致によって失われた生活基盤の再建等に資するとともに、永住被害者及び永住配偶者の老後における所得を補完しその良好かつ平穩な生活の確保に資するため、拉致被害者等給付金、老齡給付金等の支給その他の必要な施策を講ずることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 被害者 北朝鮮当局によって拉致された日本国民として内閣総理大臣が認定した者をいう。</p> <p>二 被害者の配偶者 被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であつて被害者でないものをいい、被害者の帰国後に配偶者と</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、北朝鮮当局による未曾有の国家的犯罪行為によって拉致された被害者が、本邦に帰国することができずに北朝鮮に居住することを余儀なくされるとともに、本邦における生活基盤を失ったこと等その置かれている特殊な諸事情にかんがみ、被害者及び被害者の家族の支援に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、帰国した被害者及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等の自立を促進し、被害者の拉致によって失われた生活基盤の再建等に資するため、拉致被害者等給付金の支給その他の必要な施策を講ずることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、「被害者」とは、北朝鮮当局によって拉致された日本国民として内閣総理大臣が認定した者をいい、「被害者の配偶者等」とは、被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子及び孫であつて被害者でないものをいい、「被害者の家族」とは、被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹をいう。</p>

なつた者及び被害者の死亡後に他の者の配偶者となつた者を除く。

三 被害者の配偶者等 被害者の配偶者及び被害者の子等（被害者の子及び孫であつて被害者でないものをいう。第五条第一項において同じ。）をいう。

四 被害者の家族 被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹をいう。

五 帰国被害者等 帰国した被害者及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等をいう。

六 永住被害者 帰国した被害者であつて本邦に永住する意思を有して本邦に居住するものをいう。

七 永住配偶者 帰国し、又は入国した被害者の配偶者であつて本邦に永住する意思を有して本邦に居住するものをいう。

2 内閣総理大臣は、前項第一号の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

（国等の責務）

第三条 （略）

2 国及び地方公共団体は、帰国被害者等を支援するため、有機的連携の下に必要な施策を講ずるものとする。

3・4 （略）

2 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

（国等の責務）

第三条 （略）

2 国及び地方公共団体は、帰国した被害者及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等（以下「帰国被害者等」という。）を支援するため、有機的連携の下に必要な施策を講ずるものとする。

3・4 （略）

(拉致被害者等給付金及び滞在援助金の支給)

第五条 国は、永住被害者、永住配偶者及び帰国し、又は入国した被害者の子等であつて本邦に永住する意思を有して本邦に居住するものに対し、内閣府令で定めるところにより、これらの者の自立を促進し、生活基盤の再建又は構築に資するため、拉致被害者等給付金を、十年を限度として、毎月、支給する。

2 国は、被害者の配偶者等が北朝鮮内にとどまっていること等帰国被害者等が永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められる間は、当該帰国被害者等に対し、内閣府令で定めるところにより、本邦に滞在している間の生活を援助するため、滞在援助金を、毎月、支給する。

(老齢給付金の支給)

第五条の二 国は、次の各号のいずれかに該当する永住被害者又は永住配偶者に対し、内閣府令で定めるところにより、これらの者の老後における所得を補完し、その良好かつ平穩な生活の確保に資するため、老齢給付金を、毎月、支給する。

一 六十歳以上である者

二 六十歳未満である者であつて六十歳以上の永住配偶者又は永住被害者の配偶者であるもの

2 老齢給付金の支給を受けることができる者は、内閣府令で定めるところにより、当該支給を受けることができる老齢給付金の額の一部に相当する額について、前項の規定にかかわらず、毎月の

(拉致被害者等給付金等の支給)

第五条 国は、帰国被害者等が本邦に永住する場合には、当該帰国被害者等に対し、内閣府令で定めるところにより、これらの者の自立を促進し、生活基盤の再建又は構築に資するため、拉致被害者等給付金を、十年を限度として、毎月、支給する。

2 国は、被害者の配偶者等が北朝鮮内にとどまっていること等帰国した被害者が永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められる間は、当該被害者に対し、内閣府令で定めるところにより、本邦に滞在している間の生活を援助するため、滞在援助金を、毎月、支給する。

〔新設〕

支給に代えて、一時金の支給を選択することができる。

〔配偶者支援金の支給〕

第五条の三 国は、次の各号のいずれかに該当する永住配偶者に対し、内閣府令で定めるところにより、配偶者支援金を、毎月、支給する。

一 その者の配偶者である被害者が六十五歳に達した後に死亡した者

二 その者の配偶者である被害者が六十五歳に達する前に死亡した者であつて次のいずれかに該当するもの

イ その者が六十五歳以上であること。

ロ イに掲げるもののほか、その者の配偶者である被害者が生存しているとしたならば六十五歳以上であること。

〔国民年金の特例〕

第十一条 帰国した被害者（帰国後引き続き一年以上本邦に住所を有する者に限る。以下同じ。）に係る北朝鮮当局によつて拉致された日以降の期間であつて政令で定めるもの（次条第一項において「対象期間」という。）については、政令で定めるところにより、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）による被保険者期間（以下「旧被保険者期間」という。）又は国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者と

〔新設〕

〔国民年金の特例〕

第十一条 帰国した被害者（帰国後引き続き一年以上本邦に住所を有する者に限る。以下同じ。）に係る北朝鮮当局によつて拉致された日以降の期間であつて政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）による被保険者期間（以下「旧被保険者期間」という。）又は国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間（以下「新

しての国民年金の被保険者期間（以下「新被保険者期間」という。）とみなす。

2 国は、前項の規定により旧被保険者期間又は新被保険者期間とみなされた期間に係る当該帰国した被害者の保険料に相当する費用を負担する。

3 前項の規定により費用の負担が行われた期間に係る当該帰国した被害者の保険料は、納付されたものとみなす。

4 帰国した被害者及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等であつて政令で定めるもの（帰国後又は入国後引き続き一年以上本邦に住所を有する者に限る。）に係る旧被保険者期間又は新被保険者期間についての保険料の納付その他の国民年金法に規定する事項及び前三項の規定の適用に関し必要な事項については、同法その他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

（特別給付金の支給）

第十一条の二 国は、前条第三項の規定により保険料が納付されたものとみなされた場合には、国民年金法の規定による老齡基礎年金その他政令で定める給付（以下この項において「老齡基礎年金等」という。）の支給を開始すべき年齢（以下この項において「支給開始年齢」という。）に達した日の属する月の翌月以降に帰国し最初に本邦に住所を有するに至つた被害者に対し、当該被害者の請求により、六十歳に達した日に対象期間のうち旧被保険者期

被保険者期間」という。）とみなす。

2 国は、前項の規定により旧被保険者期間又は新被保険者期間とみなされた期間に係る当該帰国した被害者の保険料に相当する費用を負担する。

3 前項の規定により費用の負担が行われた期間に係る当該帰国した被害者の保険料は、納付されたものとみなす。

4 帰国した被害者及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等であつて政令で定めるもの（帰国後又は入国後引き続き一年以上本邦に住所を有する者に限る。）に係る国民年金法に規定する事項及び前三項の規定の適用に関し必要な事項については、同法その他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

〔新設〕

間又は新被保険者期間であるものに係る保険料が納付されたものとみなして計算された老齢基礎年金等が支給開始年齢に達した日の属する月の翌月から当該被害者が帰国し最初に本邦に住所を有するに至った日の属する月まで支給されたとした場合における当該老齢基礎年金等の額に相当する額として政令で定めるところにより計算した額の特別給付金を支給する。

2) 前項に定めるもののほか、特別給付金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

〔追納支援一時金の支給〕

第十一条の三 国は、帰国し、又は入国した被害者の子であつて被害者でないもの（帰国後又は入国後引き続き一年以上本邦に住所を有する者に限り、二十歳に達する日前に帰国し、又は入国した者を除く。以下この条において「被害者の子」という。）が第十条第四項に規定する政令で定めるところにより旧被保険者期間又は新被保険者期間について保険料を納付しようとするときは、当該被害者の子に対し、当該納付を支援するため、政令で定めるところにより、追納支援一時金を支給することができる。

〔譲渡等の禁止〕

第十二条 拉致被害者等給付金、滞在援助金、老齢給付金、配偶者支援金、特別給付金及び追納支援一時金（以下「拉致被害者等給付金等」という。）の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、

〔新設〕

〔譲渡等の禁止〕

第十二条 拉致被害者等給付金及び滞在援助金（以下「拉致被害者等給付金等」という。）の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

又は差し押さえることができない。

（情報の提供）

第十四条 厚生労働大臣及び日本年金機構並びに内閣総理大臣は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、国民年金の特例の実施、特別給付金の支給及び追納支援一時金の支給に関し、相互に必要な情報の提供を行うものとする。

附則

（拉致被害者等給付金の支給の特例）

第二条 国は、拉致被害者等給付金の支給開始の時から十年を経過した永住被害者又は永住配偶者であつてその生活基盤の再建又は構築が不十分なものについて、十年を超えて拉致被害者等給付金の支給を行うことが特に必要であると認めるときは、第五条第一項の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、当該拉致被害者等給付金の支給開始の時から十五年を限度として、同項の規定の例により、拉致被害者等給付金の支給を行うことができる。

〔新設〕

附則

（内閣府設置法の一部改正）

第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

改正後	改正前
<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇五十三（略）</p> <p>五十四 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第四百十三号）<u>第二条、第四条から第六</u> <u>条まで、第十一条の二、第十一条の三、第十四条及び附則第二</u> <u>条に規定する事務（他省の所掌に属するものを除く。）</u> 五十四の二〇六十二（略）</p> <p>4（略）</p>	<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇五十三（略）</p> <p>五十四 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第四百十三号）<u>第二条及び第四条から第</u> <u>六条までに規定する事務（他省の所掌に属するものを除く。）</u> 五十四の二〇六十二（略）</p> <p>4（略）</p>